

担当課名	事務分掌
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会の会議及び教育委員に関すること。 (2) 職員（道費負担教職員（以下「教職員」という。）を除く。以下同じ。）の任免、人事、給与及び福利厚生に関すること。 (3) 職員の服務、分限、懲戒及び研修に関すること。 (4) 公立学校共済組合に関すること。 (5) 叙位、叙勲その他表彰の上申に関すること。 (6) 教育行政の運営に関する基本的な方針、教育計画等の総括に関すること。 (7) 教育予算その他市議会提出議案に対する意見の申出に関すること。 (8) 委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (9) 交際及び儀式に関すること。 (10) 委員会規則等の審査及び法令の解釈等の連絡調整に関すること。 (11) 教育行政の情報公開及び個人情報の保護の総括に関すること。 (12) 公告式に関すること。 (13) 公印の総括に関すること。 (14) 学校の設置及び廃止に関すること。 (15) 学校の建設及び整備計画に関すること。 (16) 学校施設の維持管理に関すること。 (17) その他学校施設に関すること。 (18) 公立文教施設台帳に関すること。 (19) 教職員の任免、人事、給与、福利厚生、保健衛生及び公務災害に関すること。 (20) 教職員の服務、分限、懲戒及び研修に関すること。 (21) 教職員の組織する職員団体に関すること。 (22) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に関すること。 (23) 教職員住宅に関すること。 (24) 児童及び生徒の就学及び入退学に関すること。 (25) 通学区域に関すること。 (26) 教科書の給与及び副読本その他教材に関すること。 (27) 学校の保健衛生及び安全管理に関すること。 (28) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの事務に関すること。 (29) 就学援助に関すること。 (30) 特別支援教育就学奨励事業に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (31) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 (32) スクールバスの運行に関すること。 (33) 人権教育に関すること。 (34) その他学校教育に関すること。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習活動の推進に関すること。 (2) 少年教育、青年教育、成人教育、高齢者教育、家庭教育その他社会教育（以下「社会教育」という。）の振興に関すること。 (3) 社会教育計画の策定に関すること。 (4) 男女共同参画の啓発に関すること。 (5) 社会教育事業の企画及び実施に関すること。 (6) 社会教育委員に関すること。 (7) 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。 (8) 社会教育関係団体の育成、指導及び連絡調整に関すること。 (9) その他社会教育に関すること。 (10) 青少年健全育成関係の機関及び団体との連絡調整に関すること。 (11) その他青少年教育に関すること。 (12) 文化芸術活動の振興に関すること。 (13) 文化芸術事業の企画及び実施に関すること。 (14) 文化芸術関係団体の育成、指導及び連絡調整に関すること。 (15) その他文化芸術に関すること。 (16) スポーツ、レクリエーション及び体力づくり（以下「スポーツ」という。）の振興に関すること。 (17) スポーツ振興計画の策定に関すること。 (18) スポーツ振興事業の企画及び実施に関すること。 (19) スポーツ推進審議会及びスポーツ推進委員に関すること。 (20) スポーツ関係団体の育成、指導及び連絡調整に関すること。 (21) スポーツ指導者等の養成及び指導に関すること。 (22) 学校施設開放事業に関すること。 (23) その他スポーツ活動に関すること。 (24) スポーツ施設の設置及び廃止に関すること。 (25) スポーツ施設の管理に関すること。 (26) その他スポーツ施設に関すること。 (27) 市長から委任を受けた事務に係る施設の管理運営に関すること。 (28) 文化財及び文化の保護及び保存並びに活用に関すること。

	<p>(29) 文化財及び文化の調査及び研究に関すること。</p> <p>(30) 文化財及び文化の情報発信及び教育普及に関すること。</p> <p>(31) 文化財及び文化に係る資料の収集、整理及び保管に関すること。</p> <p>(32) 文化財及び文化に係る施設の管理運営に関すること。</p> <p>(33) その他研究所の設置の目的を達成するために必要な業務。</p> <p>(34) アイヌ文化の振興に関すること。</p> <p>(35) 文化財の指定及び管理に関すること。</p> <p>(36) 文化財の保存計画の策定に関すること。</p> <p>(37) 文化財審議会に関すること。</p> <p>(38) 埋蔵文化財の発掘調査及び資料整理に関すること。</p> <p>(39) 文化財保護団体の育成及び指導に関すること。</p> <p>(40) その他文化財及び文化に関すること。</p>
大滝教育事務所	<p>大滝区における次に掲げる事務</p> <p>(1) スクールバスの運行に関すること。</p> <p>(2) 英語指導助手に関すること。</p> <p>(3) 大滝基幹集落センターの管理運営に関すること。</p> <p>(4) 事務局内他課及び教育機関との連携及び連絡調整に関すること。</p>
指導室	<p>(1) 教育課程、学習指導その他学校に関する専門的指導の助言に関すること。</p> <p>(2) 学校訪問指導に関すること。</p> <p>(3) 教育内容、教育方法等の調査及び研修に関すること。</p> <p>(4) 児童及び生徒の就学指導に関すること。</p> <p>(5) 児童及び生徒の事故報告に関すること。</p> <p>(6) 教育相談に関すること。</p> <p>(7) 教科書の選定に関すること。</p> <p>(8) 児童及び生徒の教育措置に関すること。</p> <p>(9) 特別支援教育に関すること。</p> <p>(10) 学校評議員に関すること。</p> <p>(11) 学校運営協議会に関すること。</p> <p>(12) 国際理解教育の推進に関すること。</p> <p>(13) いじめ、不登校等相談に関すること。</p>
図書館	<p>(1) 図書館の総合的運営計画に関すること。</p> <p>(2) 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。</p> <p>(3) 図書館施設の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 他の図書館との資料の相互貸借に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 図書館大滝分室に関する事。 (6) その他庶務及び図書館奉仕に関する事。
食育センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校給食の運営計画に関する事。 (2) 学校給食の献立全般に関する事。 (3) 学校給食用の賄材料全般に関する事。 (4) 共同調理場の衛生管理全般に関する事。 (5) 学校給食に係る学校等との連絡、協力等に関する事。 (6) その他食育センターの維持、管理及び運営に関する事。